平成２３年（フ）第５３３号
埼玉県狭山市祇園18番５号　プランシール祇園105
債務者　今村　明美（旧姓河面）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４７号
埼玉県入間市大字上藤沢492番地１　レオパレス渚103、前住所埼玉県狭山市笹井３丁目12番23号　レオパレスＦｕｒｕｙａ204
債務者　齋藤　勇人
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５４号
埼玉県坂戸市本町17番地10　シティハイム幸栄208号室
債務者　三橋　重一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７８号
埼玉県所沢市大字山口895番地の９
債務者　土岐　秀次
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７９号
埼玉県所沢市大字山口888番地の15　山口団地５―304、前住所埼玉県所沢市大字山口895番地の９
債務者　土岐紫希子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０８５号
名古屋市緑区黒沢台２丁目1402番地　イジマハイツＢ棟301号
債務者　梅基　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５６号
大阪府守口市金田町２丁目38番９号
債務者　百地　　功
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０６号
大阪府高槻市牧田町５番43―301号
債務者　髙嶋　明彦
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７６号
大阪府高槻市津之江町３丁目69番５号
債務者　初治　優子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目16―２―205、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄３丁目１番３―210号　池野方
債務者　川上　加代（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４９号
大阪市旭区生江２丁目１番27号
債務者　永田　和弘
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１７号
大阪府茨木市沢良宜東町13番14号
債務者　豊　　武弘
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３７号
大阪市天王寺区勝山４丁目８番４号
債務者　荒木　幸枝
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９３号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目９番６号
債務者　宮武　由子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１８号
大阪府箕面市萱野２丁目12番７号
債務者　原　　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４７号
大阪市城東区森之宮２丁目６番242号
債務者　濱部　栄志
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３７号
大阪市旭区赤川３丁目10番23号　ハイツアスカ101、前住所大阪市北区堂山町15番４―907号
債務者　安田　雄一
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部